



ス 第 1 2 1 号  
令和 4 年 5 月 31 日

岩手県スポーツ少年団本部長 様

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長

「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」の解除に伴うスポーツ少年団活動について（協力依頼）

このことについて、昨日、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」が解除されましたので、お知らせします。

つきましては、これらの内容について御了知いただくとともに、スポーツ少年団活動については、下記のとおり、引き続き、感染拡大防止に万全を期するよう、よろしく申し上げます。

また、本件について、市町村スポーツ少年団本部及び単位団に対しても周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

1 スポーツ少年団の活動については、令和 4 年 5 月 30 日付教学第 427 号、教保第 177 号「岩手緊急事態宣言解除に伴う学校における対応について（通知）」を参考に、次のとおり行うこと。

- (1) 実施については、地域の感染状況や競技特性及び活動形態等を踏まえ、慎重に判断すること。
- (2) 当面、活動時間は、可能な限り時間短縮を図ること。
- (3) 他団体との練習試合や県外へ移動して活動（県外の団体等との活動を含む）する際は、事前に遠征先の感染状況や制限等を確認し、慎重に判断すること。
- (4) 大会等の参加に当たっては、主催者が示す「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づいた行動を徹底すること。併せて、大会参加前後の健康観察を徹底すること。
- (5) 上記に加え、これまで同様、令和 3 年 4 月 6 日通知「県立学校の部活動について」を参考に、感染対策を徹底するとともに、以下の点に留意すること。

ア 活動前後での集団での飲食や更衣室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、活動に付随する場面での感染症対策を徹底すること。

イ 大会や練習試合等における他団体団員及び指導者との接触は、必要最小限とすること。

ウ 競技中以外において、身体的距離が十分とれないときはマスク着用を徹底すること。

ただし、気候の状況等により熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、マスクを外すこと。その際は、換気や生徒等の中に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をすること。

エ 競技用具及びベンチ等、共用物品の消毒を徹底すること。

#### 2 添付資料

- (1) 知事メッセージ
- (2) 岩手緊急事態宣言解除に伴う学校における対応について（通知）
- (3) 県立学校の部活動について
- (4) 学校生活におけるマスク着用について
- (5) （抜粋）学校衛生管理マニュアル（マスクの着用）

【岩手県ホームページ】

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/covid19/index.html>

【生涯スポーツ担当】

主査スポーツ振興専門員 佐々木（019-629-6794）